

# 令和7年度いわて市町村行財政コンサルティング実施結果

## 1 事業内容

本事業は、市町村の行財政運営上の課題を分析・明確化し、県と市町村との認識共有を図るとともに、課題解決に向けた市町村の取組方針の確認と必要な助言等を行うことを目的として実施しています。

令和7年度は、地方公営企業の経営強化など市町村が重点的に取り組むべき個別の課題が増えてきていることを踏まえ、特定課題を有する市町村に対し以下のとおり課題別重点診断を行いました。

〔重点診断の区分・内容〕

診断区分		内容	対象市町村の選定方法
総合診断	行政分野	行政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	県による選定又は公募
	財政分野	財政分野の運営上の課題全般について総合的に分析・助言	
課題別重点診断		特定課題について重点的に分析・助言	

## 2 重点診断の対象市町村と支援テーマ

令和7年度においては、令和6年度に課題別重点診断を実施した市町村のうち、取組の継続が必要な市町村を含む、下記の町村を重点診断の対象として選定しました。

市町村名	診断区分	支援テーマ
一戸町	課題別重点診断	経営戦略（水道事業）の改定
田野畑村	課題別重点診断	震災復興特別交付税の精算

### 3 支援の内容

#### (1) 一戸町に対する支援（経営戦略（水道事業）の改定）

##### ① 支援テーマの設定背景

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、策定後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要とされており、令和7年度までの改定が求められているところです。

この改定に当たっては、人口減少、施設更新費用、物価上昇等の状況を的確に反映させるほか、収支を維持する上で必要となる経営改革（広域化、民間活用・効率化等）の検討結果も盛り込む必要があるとされているところです。

一戸町では、令和7年度の改定に向け取組を進めてきましたが、改定業務を行う担当職員の不足等により支援の希望があったことから、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（以下「マネジメント強化事業」という。）を活用し、支援を行いました。

##### ② 支援の内容

マネジメント強化事業のアドバイザーである菊池 明敏氏から、4回に渡って、現状の課題の分析や経営戦略の改定に向け、助言をいただきました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
1	6/11	経営状況の分析、課題抽出等（経営状況の分析、改定に向けたスケジュール等）
2	9/24	経営戦略の改定に向けた助言（収支等のシミュレーション、決算の分析等）
3	10/29	経営戦略の改定に向けた助言（収支等のシミュレーション、経営戦略骨子案の確認等）
4	1/28	市町村財政への影響、まとめ（一般会計・公営企業会計の財政状況、改定概要の確認等）

##### ③ 支援の成果と来年度の取組

支援対象とした事業については、経営状況の分析を行った上で、アドバイザーから必要な助言等をいただき、経営戦略の改定をすることができました。

令和8年度においても引き続き、経営戦略の改定支援を希望する団体に対し、マネジメント強化事業を活用した支援を行っていきます。

## (2) 田野畑村に対する支援（震災復興特別交付税の精算）

### ① 支援テーマの設定背景

震災復興特別交付税は、年2回（9月、3月）の交付時期に合わせ、市町村において、算定事務（6～8月、12～2月）を実施しています。その制度上、事業の繰越が行われた場合等に、後年度に精算が生じることを加味して、過大過少算定制度（精算制度）が設けられており、精算制度によって、きめ細かい算定を行うことができる一方、国予算計上年度毎、市町村予算執行年度毎に様式を整理して精算を行う必要があります。

田野畑村では、数多くの復興事業に取り組んだことから、それらの事業の完了に伴い、震災復興特別交付税の精算が必要な状況にありました。精算作業の精度を高め、的確に今後の震災復興特別交付税の算定に反映させるため、市町村課と連携して精算作業に取り組むこととしました。

### ② 支援の内容

平成23年度以降に実施した事業の精算に向けて、令和7年11月から令和8年2月にかけて、村では、事業担当課から根拠書類を収集、震災復興特別交付税の算定様式を作成し、市町村課において、提出された算定様式の精査、確認表と根拠資料の確認作業を行いました。

〔実施状況及び内容〕

回数	日程	実施内容
-	11～2月	・ 震災復興特別交付税における過大過少算定額の整理・確認作業 （村において根拠資料の収集・算定様式の作成を行ったのち、県において、村から提供された資料の確認作業を当該期間に随時行ったもの。）

### ③ 支援の成果と来年度の取組

今年度の取組により、村の震災復興特別交付税対象事業のうち、精算が必要な事業の全て（今年度の取組以前に精算を進めていた事業を含む）の精算・確認事務が完了しました。過大過少算定が生じた事業については、令和7年度の震災復興特別交付税（3月交付分）又は令和8年度の震災復興特別交付税（9月交付分）の算定において、過大過少算定額を計上し、精算することとしています。令和8年度においても、必要に応じ、村の取組を支援していきます。